

日本リンパ網内系学会 血液病理認定医移行細則

(総則)

第1条 日本リンパ網内系学会（以下、本学会）は、血液病理認定医制度細則6条の規定に基づき、血液病理認定医（血液病理認定医認定試験等を免除する）の移行措置について次のとおり定める。

(移行措置)

第2条 移行措置による本学会血液病理認定医の資格取得の申請は、血液病理認定医制度（以下「本制度」という）発足後、当面5年間受け付けるものとする。

2. 移行措置により認定された血液病理認定医資格は、本制度において血液病理認定医認定試験の受験により認定された血液病理認定医資格と同等とする。

(申請基準)

第3条 移行措置による血液病理認定医の資格取得を申請する者は、以下に定める条件を全て取得している必要がある。

- (1) 申請時において3年以上継続して会員であり、会費を完納していること
なお、会員には名誉会員を含むものとする。
- (2) 血液病理認定医による推薦があること（血液病理認定医による自筆署名が必要）
なお、血液病理認定医制度委員会または本学会理事による推薦も可とする。
- (3) 病理専門医または口腔病理専門医を取得後、3年間以上血液病理診断に従事した経験を証明する書類（血液病理認定医による自筆署名が必要）
なお、所属部門長、血液病理認定医制度委員会または本学会理事による証明も可とする。
- (4) 学術集会に2回以上参加した経験があること
- (5) 学術集会における発表（共同発表も含む）が1回以上あること
- (6) 申請時より過去5年間に十分な血液病理診断実績があること
なお実績については別に定める。
- (7) 血液病理診断実績内訳リストを提出すること
- (8) 過去に血液関連病変に関する論文（PubMed掲載欧文誌）を10編以上有し、その内少なくとも2編は筆頭著者等論文（申請者が筆頭著者、equal contributor、責任著者、または最終著者である論文）であること（他の申請者との論文重複を認める）
ただしJournal of Clinical and Experimental Hematopathologyに掲載された論文1編は、過去に血液関連病変に関する論文（PubMed掲載欧文誌）2編としてカウントできる。ただしそれが筆頭著者等論文であっても筆頭著者等論文としては1編としかカウントできない。

(申請書類)

第4条 移行措置による血液病理認定医を申請する者は、次の書類を本学会に提出しなければならない。

- (1) 移行措置による血液病理認定医認定申請書
- (2) 履歴書
- (3) 推薦書（血液病理認定医、血液病理認定医制度委員会、または本学会理事の自筆署名が必要）
- (4) 血液病理診断従事に関わる書類
- (5) 学術集会参加（少なくとも2回以上）を証明する書類（写）
- (6) 学術集会における発表（1回以上、共同発表も含む）を証明する書類（写）
- (7) 血液病理診断実績（および実績内訳リスト）
- (8) 血液疾患に関する論文（写）
- (9) 病理専門医・口腔病理専門医の認定証（写）
- (10) 移行措置による資格審査料および認定審査料の振込みを証明する記録（写）

(血液病理認定医の登録)

第5条 移行資格審査基準を満たし、所定の資格登録料を納入した者に対して、理事会の承認を経て血液病理認定医に認定し、認定医原簿に登録し、認定医認定証を交付する。ただし、正当な理由がなく、認定通知後3か月以内に資格登録料が納付されない場合は、認定資格を喪失する。

(移行措置による資格取得に関する料金)

第6条 移行措置による資格取得に関する料金は、次のとおりとする。

- (1) 資格審査料 5千円
- (2) 認定審査料 1万5千円
- (3) 資格登録料 1万円

2. 申請者は申請前に、資格審査料および認定審査料を納めるものとする。申請資格が与えられない場合、認定審査料は返却する。

(認定期間)

第7条 移行血液病理認定医の認定期間は制度発足から当面5年とする。

(改正)

第8条 この細則の改正は、血液病理認定医制度委員会が起案し、理事会の議決を経て発効する。

2021年 10月 19日制定・施行

2022年 11月 3日改訂